

下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン
改正検討会（令和3年度）第2回 議事概要

日 時：令和3年10月22日（金）13:00～14:30

場 所：オンライン

【議事概要】

事務局から配布資料について説明が行われた後、委員の意見を伺った。

委員からの主な意見は以下のとおりである。

○第1回検討会ご意見の対応状況（改正案文へのご意見）について

- コンセッションは、包括的民間委託と比べてどのような利点があるのかについて、示した方がよいのではないかと。
- 先行事例の要求水準の設定方法について、コンセッションの導入目的と要求水準の関係を整理し、本ガイドラインに記載すれば、後発自治体の参考になると思われる。
- 管路施設に関する特有のリスクを管理者が負担するとしても、事業者側に損害最小化義務を負わせることも検討が必要であると思う。
- 契約不適合リスクや施工条件リスクの中で、ある程度定量的なものについては、一定の幅を持たせた前提で提案を求め、その幅を超える場合に官が負担する、といったリスク負担の方法もあり得るように思う。
- 要求水準については、各種計画（ストックマネジメント計画や経営戦略）の投資目標とも関連するため、それらとの関連を記載してはどうか。

○導入手順（デューディリジェンス・マーケットサウンディング）について

- デューディリジェンス（DD）を効率的に実施するためにも、DDとマーケットサウンディング（MS）両者の相互関係やタイムスケジュール例を記載した方がよいのではないかと。
- DDおよびMSの実施において、事前に、利用者への十分な情報開示が望ましいのではないかと。
- 対象となりうる資料例として、歳入歳出決算書（官庁会計のもの）と記載があるが、自治体が公営企業会計を適用しているか否かに関わらず、記載に齟齬なく読めるため、決算書と記載した方がよいのではないかと。
- 歳入歳出情報だけでは民間事業者の意思決定は難しいと思われる。貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の財務の視点の諸情報があつた方が、民間事業者は意思決定しやすいと思われる。そのような趣旨のことも反映してほしい。
- 下水道事業におけるDDや情報開示の徹底に際しては、書類に表せられない状況の把握も重要。現地視察や現場担当者とのヒアリングの実施とそれらを踏まえた

余裕のあるスケジュール設定が必要となる。

- 要する期間については、事業によって大きく異なる部分もある。先行事例の情報は貴重だがまだ数も少ないため、ミスリードになってしまわないよう「参考」として記載するなど留意いただきたい。
- DDにおいて、機器施設の健全度把握は重要である。しかし、公共側で把握できない部分もあり、その部分で不具合等が生じた際には、公共が負担するという手続きが必要ではないか。

○事業者選定について

- 有識者委員会の委員として、民間事業者による提案の実行可能性を判断するために、下水道技術や環境問題等の専門家を入れてもいいのではないか。
- 複数企業によるコンソーシアムの場合、地元企業の参画を条件としてはどうか。
- 「確実な業務の履行のためには、実績要件が非常に重要」という点は理解するが、強調しすぎると新規参入を阻害する要因にもなり得るのではないか。特に中小自治体にもコンセッションを広げていく目的があるのであれば、特定の大規模業者のみが対応可能な形にすると、受け手がいなくなるおそれもある。
- 多段階選抜において、一次審査で非選定となった事業者が後から別のグループへ参加することの是非なども論点にあると思われる。
- 資料には先行事例として浜松市と宮城県のみが記載されているが、須崎市も記載してはどうか

○モニタリングについて

- モニタリングでは、第三者や利用者の声を聞くことも考えられるのではないか。
- モニタリング指標について、事前に明示しておくべきではないか。
- 職員が少ない中小自治体においては、外部機関を活用したモニタリングは効果的であると考えられる。一方で、外部機関へ委託する場合の財源確保等についても記載した方がよいのではないか。
- モニタリングは要求水準の確認であるという方向性は良いと考える。ガイドラインとしては、「効率的に要求水準を確認する」ということが本来あるべき姿であると考えられる。
- 事業開始後、一定期間が経過すれば、見るべき視点も異なってくるため、モニタリング内容を見直すことが必要ではないか。
- 第三者モニタリングについて、現状は発注者側がその費用を負担しており、必ずしも「中立」とはなっていないと思われる。より官民の中立的になるように、人選等工夫することを記載してほしい。
- DX等の技術を導入し、運営権者の業務実施状況が確認できれば、管理者・利用者にとって透明性を高めることができる。また、次期の契約を公平にすることもできると思う。
- モニタリングについて、議会・市民からの質問のときに何でも答えられるようにと

いう管理者の意見はわかる。しかし、すべてを管理者が確認していると業務の実施方法を拘束し、限りなく仕様発注に近づいてしまうことに留意が必要である。

- 民間事業者に事業を任せて、監視・監督など官側の干渉減らすからこそ、管理者や利用者へのベネフィットが生じるという考えもある。これには、競争環境があり、民間事業者が競い合っただけでよいベネフィットを生むことが併せて重要である。一つの事業形態としてガイドラインの中で示してもいいのではないかな。
- 小規模自治体はモニタリングが難しい可能性があるが、この場合は、ノウハウ豊富な大規模自治体の出資会社（第三セクター）などによるモニタリングも有効ではないかな。
- 近年、欧州等諸外国では、長期の民間委託により失われたモニタリング能力を取り戻すための各種工夫も実施している（例：民間企業からの職員受け入れ、公共に残す機能の再構築、KPI・ペナルティ設定、契約短期化による競争性向上等）。このような先例からの教訓や示唆も学べるようにしてはどうか。
- モニタリング結果として、要求水準未達だった場合の対応例を紹介してほしい。先行事例では、未達時に即ペナルティとなるのではなく、改善措置を行うケースもあるので、それらを紹介してもいいのではないかな。
- モニタリングの結果に対するペナルティだけでなく、インセンティブについても記載しても良いのではないかな。

以 上